

令和3年度第3回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年11月18日(木) 午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 大宮区役所 404会議室
- 3 出席者名 坂本会長、青木委員、園田委員、樋口委員  
事務局 原田商業振興課長、三村課長補佐、加藤主事、中山主事
- 4 欠席者名 渡邊委員
- 5 会議の公開・非公開の別 公開(傍聴人は0人)
- 6 次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - 8条4項に基づく意見審議について
      - ・(仮称) ケーズデンキ岩槻店(法第5条第1項:新設届)
      - ・大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業(法第5条第1項:新設届)
  - (3) その他
    - 報告事項
      - ・武蔵浦和駅南ビル(法第6条第2項:変更届)
  - (4) 閉会

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 議事
  - 【8条4項に基づく意見審議について】
    - ・①(仮称) ケーズデンキ岩槻店(法第5条第1項)新設届について  
事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果(特に意見を付する必要無し)を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。  
  
(青木委員) 交通に関して、北側出口から柏崎交差点までの距離が短く、国道16号線の車通りも多く、信号待ちの車が多数発生して店舗から出るまでの間

に時間を要することが見込まれる。実際に現地に行き確認したが車の往来が激しく、信号待ちで通過までに時間を要することとなった。オープン時及び繁忙時には交通整理員を配置する計画であるため、人手を使ってスムーズな退店が出来ることが望まれる。

(樋口委員) 店舗への推奨経路を見ると、かなり遠回りに設定されている。実際に現地へ赴き試してみたが、現実的かどうか疑問がある。特にオープン時等開店繁忙期については十分注意が必要であると考えられる。西側出入口については道路も広くないことから、西側出入口から入ろうとして入れなかった車が住宅地に入ってしまうことも考えられる。来退店経路の周知と交通整理員による誘導を十分に行って欲しい。

(坂本会長) 青木委員がご指摘の通り、店舗出口から左折を行いすぐに右折専用車線の無い信号交差点があり、歩道橋もあることから錯綜する交差点である。数値上は問題ないが、人手を使って誘導を十分に行うなど配慮をお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員) 使用済みの家電の回収について、中型、大型に分けて行っており、レジ袋についても法律施行後速やかに有料化を行っている。SDGsに対しても意識的に取り組んでいただけていると考えている。今後についても、特に来店者に対する意識の啓蒙などに取り組んでいただきたい。また、さいたま市は小型家電に関して拠点回収を行っている。積極的に利用していただけるようお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(坂本委員) 当該店舗に関しては来退店経路をしっかりと周知し、整理員等人手を使って誘導を十分に行うことを前提とすれば、大きな悪影響はないと考えられる。安全面に関しても、歩道が分離していることや、通学時間帯と営業時間がずれていることから、十分注意して走行を行うことで安全面についても特段問題ないとする。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

- ・②大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業（法第5条第1項）新設届について

事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果（特に意見を付する必要無し）を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

（園田委員） 現地を実際に見たが、建物がいくつかの棟に分かれているように見えた。今回の審議については、その全体のことを指しているか。

（事務局） 大規模小売店舗については小売業を行うための建物を指しており、全体を指している。また、棟がいくつかに分かれる計画はないため、見た目上そう見えたかもしれないが、実際は1棟である。

（園田委員） 今回の小売店舗の運営主体はどこになるのか。

（事務局） 今後運営の主体は変わっていく可能性があるが、届出の提出は大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合である。設置者や名称が変わる場合には、都度届出を提出してもらう必要がある。

（坂本会長） 店舗北側出入口について、北から県道鴻巣桶川さいたま線を南進してきた車が左折して市道20055号線に進入し右折入庫しないために何か対策はあるか。

（事務局） ホームページなどで経路を案内するほか、交通整理員を配置するという対策を行う予定である。

（樋口委員） 東の氷川参道方面から来た車両が市道20056線に右折して進入することとなるが、大宮駅方面から来た車両が左折して同じく市道20056線に進入することとなるため、混雑が考えられる。また、県道鴻巣桶川さいたま線を北進し、右折する車両が付近にバス停があることから場合によっては周辺一帯で渋滞してしまうことが考えられる。数値上の問題はないかもしれないが、交通整理員や経路案内など十分に配慮願いたい。

（事務局） 設置者に伝える。

（坂本会長） 交通に関しては、数値上はかなり余裕がある数値となっている。しかし、実感とは異なる数値であるかもしれない。さいたま市では10,000㎡を超えていないので該当しなかったかもしれないが、このような大規模な施設であれば動的な交通シミュレーションを行うことでより実践的な交通の予測が行えたと考える。

（青木委員） 当該店舗については、営業時間が深夜帯に及ぶことから、防犯への協

力という部分で、埼玉県青少年健全育成条例により23時以降については、18歳未満であると思われる少年に対しては声掛けをするなど、設置者、各テナントに対して徹底をお願いしたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員) 今回の店舗の小売業者42者について、レジ袋有料化などの環境対策についてなるべく最初に統一的なルールを取り決めて、さいたま市との政策とのすり合わせも行っていただき、食品ロスの減少などにも取り組んでいただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(坂本会長) 各委員より指摘のあった通り、数値上は問題ないが、敷地外の交通が円滑に行えるよう、十分な配慮をお願いしたい。安全面については、近くに小学校があるものの、歩道も広く整備されているため大きな問題はないと考える。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他

変更内容が軽微であると考えられる以下の1件について、審議会での審議を省略し、法第8条4項に基づく【市の意見】は「なし」とし、設置者に通知したことを報告した。

・武蔵浦和駅南ビル（法第6条第2項：変更届）

(4) 閉会